

イギリスにおける自白法則の補完手段

目次

- 一 はじめに
- 二 裁判官の裁量による自白排除の始まり
- 三 コモン・ローにおける自白法則と裁量排除の相違
- 四 コモン・ローにおける裁量による自白排除
- 五 一九八四年法七八条と自白法則
- 六 七八条による自白排除
- 七 むすび

稲
田
隆
司

一 はじめに

コモン・ローの自白法則は、脅迫や約束などによって獲得された不任意の自白は信用性に欠けるので排除するという証拠法則であった。一八世紀末に成立してから二〇世紀末に現行法に切り替わるまでの約二〇〇年間、いくつかの要件が追加されることにより、その射程に若干の変遷はあったけれども、コモン・ローの自白法則の基本的な性格および目的は、常に主として正しい事実認定の確保ないし誤判の防止にあったといえる。¹⁾

しかしながら、たとえ自白の内容は真実であっても、その獲得の手続がはなはだしく不当である場合には、かかる手続から被疑者を保護したり当該手続を行った捜査機関を懲戒する必要がある。そして、このような場合、被疑者保護ないし不当捜査抑止の実を挙げるためには、問題の手続によって獲得された自白を証拠から排除することが最も簡便かつ有効である。ところが、自白法則は、その対象となる自白の絶対的な排除をもたらす一方で、類型化された形式要件に該当しない自白には決して適用されないといい、ある種の硬直性をも内包していたがゆえに、被疑者保護または不当捜査抑止を目的とする柔軟な運用には馴染まないという難点があった。

自白法則のこの難点を解消するために一九世紀末に案出されたのが、裁判官の裁量による自白の排除という実務であった。⁵⁾ この裁量権は、自白以外の物証等の排除の実務にも影響を与えつつ⁶⁾ 発展し、最終的にはその守備範囲を「圧迫」の文脈で自白法則と共有しながらも、二〇世紀末に現行法にバトンをつたすまで、コモン・ローの自白法則を補完し続けた。

他方、一九八四年警察及び刑事証拠法 (the Police and Criminal Evidence Act 1984) : 以下、一九八四年法と略称する) 七六条すなわち現行の自白法則⁽⁸⁾は、圧迫によって獲得された自白と、信用性を失わせるような状況で獲得された自白を排除すると規定している。コモン・ローの自白法則に対する反省を踏まえた上で制定されたものであるだけに、圧迫の要件によって被疑者保護と不当捜査抑止を担いつつ、信用性の要件によって正しい事実認定ないし誤判防止を担保するという構成をとり、コモン・ローのそれよりも洗練され完成された姿であらわれたのである。これによって、かつてのコモン・ロー上の自白法則と排除裁量権は、そのほとんどの機能が、一九八四年法七六条の中で有機的に融合したものと考えられた。

しかしながら、それでもやはり裁判所は、自白排除の実務にさらなる柔軟性を求めた。そして、本来は主として物証の排除機能を担うことを予定されていた一九八四年法七八条の不正証拠排除裁量⁽⁹⁾を、自白に対して盛んに適用するようになった。すなわち、一九八四年法制下においても、コモン・ローと比較すると若干そのスタンスを異にするものの、排除裁量が自白法則を補完するという構図が確実に維持されているのである。

本稿では、自白法則の補完手段としての「裁判官の裁量による自白排除」について、コモン・ローにおけるそれと一九八四年七八条との相違にも留意しつつ、検討を加えることを目的とする。

二 裁判官の裁量による自白排除の始まり

(1) コモン・ローの自白法則とは要するに、「不任意」の自白の排除を命ずる証拠法則であった。これを反対

に解釈すると、自白が「任意」である場合には、その証拠能力を争う余地はなく、かかる自白は必然的に証拠として公判廷に顕出されることになる。理論上はこのように理解して問題はない。しかしながら他方で、実務上は、任意とは何かということが間断なく問われ続けていた。換言するならば、自白法則における排除の基準は常に見直しの対象であり、その作業こそが自白法則の発展の歴史であったといっても過言ではない。¹²⁾

ところが、一九世紀末から二〇世紀初頭にかけての実務において、ある変化が生じた。それまでの、また、その後の歴史に照らすならば、自白法則それ自体を改訂して解決にあたるのが筋であるはずの問題につき、自白法則の改訂以外にその解決の途が求められたことである。それがすなわち、裁判官の裁量による自白排除であった。

このような対応がなされたのはなぜか。それを知るためには、当時の状況を確認する必要があるだろう。

(2) きっかけは、身柄拘束中の被疑者取調によって獲得された自白の取扱いかんであった。当時の自白法則における任意性の判断基準すなわち自白排除のための基本的な要件は「脅迫または約束」であった。要するに、「脅迫または約束」によって獲得された自白は排除されるが、それ以外のものは自白法則の網目を通り抜けていたのである。したがって、身柄拘束中の取調によって得られた自白うんぬんなどという問題は、理論上は自白法則とは何らの関係もないはずであるから、当然かかる類の自白は公判廷に提出されるべきものであった。

ところが、一八八五年のゲイヴィン事件¹³⁾では、警察による身柄拘束中の被疑者取調によって獲得された自白が証拠から排除された。そして、その理由は次のように説明されていた。すなわち、身柄拘束中の被疑者については、裁判官がその取調権限を有しないと同様に警察官もかかる権限を持たず、したがって、このような取調は不正であり、かかる不正な取調によって獲得された自白は証拠として認められないというのである。

同様に、一八九八年のヒステッド事件¹⁵⁾でも、警察による身柄拘束中の被疑者取調で獲得された自白が排除されて

いた。⁽¹⁶⁾理由は、ゲイヴィン事件のそれと同旨である。

これらの排除がいかなるルールの発動の結果なのか、すなわち自白法則によるのか、あるいは別の考慮によるものであったのかは、必ずしも明らかではないけれども、両事件からは、少なくとも、このころ裁判所が、警察による身柄拘束中の被疑者取調を統制しようとしていたことは分かる。

さらに、二〇世紀に入って、一九〇五年のナイトとサイア事件⁽¹⁷⁾でも、「警察官が」人の身柄を拘束した場合……には被拘束者を取り調べることはできない⁽¹⁸⁾ことが再確認された。そして、本稿の関心との係わりでさらに重要なことに、ナイトとサイア事件では、この種の自白の排除は自白法則ではなく裁判官の裁量によるべきことが確認された。⁽¹⁹⁾すなわち、裁判官の裁量による不公正な自白の排除という実務が認知されたのである。

裁判官が、不公正な手段によって獲得された自白を排除する裁量権を有することが認められたことにより、自白法則上は証拠能力を有する自白であるにもかかわらず、これが証拠から排除される場合がでてきた。自白は、場合によっては、証拠として認められるために自白法則と不公正自白排除裁量による二重のチェックをクリアしなければならなくなった。自白法則と排除裁量権の並立という複雑な状況が世に出来したのである。

(3) 自白法則と裁量排除の並立という状態は確かに複雑であった。しかし、裁判官の裁量による不公正自白の排除それ自体も難物であった。自白法則の適用いかんとは別に、同じような手法で採取された自白であっても、一方は許容され他方は排除されるという事態が生じたため、警察の捜査実務にたちまち混乱を来したのである。これを要するに、どのような自白が裁量排除の対象となるのかという問題である。

身柄拘束中の取調のように、裁量排除の対象となることが具体的に裁判例で指摘された不公正な手段は格別、それ以外にも裁量排除の対象となりうる不公正な状況は決して少なくないであろう。そうだとすると、裁判例でこの

混乱の収束を図ることは困難である。²⁰そこで、別に何らかの指針を立てて公正な警察活動を担保することが求められ、この要請に応じて王座部裁判所の裁判官たちによって準則が制定された。一九一二年のことである。これが、いわゆる裁判官準則 (the Judges' Rules) の始まりであった。²¹その後、裁判官準則は数度の改訂を受けたが、一九八四年法が施行されるまで、同準則は、警察の捜査のなかでも被疑者取調を公正に実施するための重要な指針であった。そして同時に、自白法則とは別の、警察による被疑者取調を規制する役割を担うルールでもあった。²²かかる性格ゆえに、その制定直後から、裁判官準則に対する違反は不正排除裁量の発動の理由とされるようになった。たとえば、一九一八年のボイジン事件²³で裁判官は次のように述べていた。

「裁判官準則は」行政命令なのであり、警察は、公正な司法運営の観点に照らし、当該準則を遵守しつつ法執行に従事しなければならない。重要なことは……身柄を拘束されている者から当該準則の精神に反して獲得された供述が、事実審の主宰者たる裁判官によって、証拠から排除される場合がありうることである。²⁴

もちろん、裁判官準則違反だけではなく、他にも、コモン・ロー上の別のルールやいくつかの制定法の規定に対する違反も裁量による自白排除の根拠ではあったけれども、²⁵事実上、排除裁量権発動の適否をはかる最も重要な基準は裁判官準則違反であった。²⁶

いずれにしても、裁判官準則をはじめとするいくつかのルールに抵触すると、かりに自白法則の適用はなくとも、裁判官の裁量によって自白が排除されるようになったのである。

三 コモン・ローにおける自白法則と排除裁量の相違

(1) 遅くとも二〇世紀初頭までにはその存在が確認されるようになっていた自白法則と排除裁量権の並立状態は、当時の裁判官が抱いていた、身柄拘束中の被疑者取調に対する嫌悪感と、かかる取調を単独で不任意自白の要因とみなすことへの躊躇との、衡量の結果であつたといえる。²⁷⁾ 換言すれば、不公正排除裁量権とは、当時はあくまでも誤判防止ないし真実発見のための手段として位置づけられていた自白法則とは異なる考慮、すなわち、身柄拘束中の取調という限定的な場面においてという条件付きではあるけれども、不公正な警察活動からの被疑者「保護」に対する裁判所の関心の徴証なのである。²⁸⁾

これを一般化ないし定式化するならば、自白法則による自白の排除と裁量によるそれとの相違は以下のとおり説明できるだろう。

まず、自白採取過程に脅迫または約束が存在した場合、すなわち自白法則上不任意と認定された場合には、問題の自白の排除は絶対的である。他方、自白採取過程に不当な行為が存在する場合であっても、それが脅迫または約束にあたらなるときには自白法則の適用はない。換言すれば、その自白は不任意なものではなく、法律問題としては許容性を有する。この自白を排除するか否かは、もっぱら裁判官の裁量にかかる。そして、裁判官が裁量権を行使するか否かの判断基準は、自白採取過程が公正であつたかどうかである。

自白法則と裁量排除の相違についてのこのような理解を具現した一例として一九五二年のメイ事件²⁹⁾がある。同事

件は、両者の相違を、裁判官準則違反の文脈において次のように説明している。

「裁判官準則は法規則ではなく警察官を指導するための実務規則である。したがって、供述が裁判官準則に違反する状況下でなされた場合でも、任意である限り、その供述は法的には許容性を否定されない。しかしながら、裁判官準則の違反が存在したと思料する場合には、裁判所は常に、裁量によってかかる供述の許容性を否定することができる」。

すなわち、自白法則に照らして任意性が認められ法的には許容されるべき自白でも、裁判官の裁量により排除される場合があるという主張である。

また、一九七八年のホートン事件⁽³⁰⁾では、「裁量権とは」法的には関連性および許容性を有してはいても、それを許容することが被告人に不公正に作用する証拠を許容しない」ことであるとの理解が示されている。さらに一九八〇年のハドソン事件⁽³¹⁾では、「圧迫の帰結に関する決定」「すなわち自白法則適用の可否・筆者注」は法律問題として生ずるが、不公正に関する決定は、証拠の許容に関する公判判事の裁量権を生ぜしめる」と述べられている。いずれも、自白法則と裁量排除の相違については、メイ事件と同旨の見解を示すものと理解してよいだろう。

(2)とところが他方で、自白法則と裁量排除の相違に関して、メイ事件らとは異なるスタンスに立つと思われる裁判例も存在する。たとえば、一九七二年のプレイガー事件⁽³²⁾には、裁判官の次のような発言が見られる。

「裁判官準則違反は、当該自白の排除を導きうるものであり、現に度々それを導いている。しかし、最終的に

は、全ては違反の有無についてと、自白が任意になされたことが立証されたか否かについての裁判官の判断に依拠する」。

どうも、これでは、自白の任意性が立証された場合には裁量権の行使が否定されるといつているようにも読める。同様に、一九八〇年のグループス対DおよびP事件³³では、裁判官準則の存在意義は供述の任意性の担保にあり、裁判官準則違反があつても供述が任意であれば許容されると断定されている。これもやはり、裁量権の行使を否定しているかのような物言いである。

また、一九七六年のコンウェイ対ホッテン事件³⁴では、メイ事件ともプレイガー事件とも異なるアプローチが採られている。自白が脅迫によって獲得されたものである旨の被告人側の申立が、自白法則ではなく裁量排除に関する事項と判断され、その上で結果的に自白は証拠として許容されていたのである。つまり、「自白」と「脅迫」との関係は自白法則で考慮すべき問題のはずなのに、裁量排除の問題と理解されているのである。さらに、一九八二年のマッキントッシュ事件³⁵では、自白は圧迫的な取扱によって獲得されたものであるとの被告人側の主張に対して、事実審裁判官がこれを「任意性に関する裁量権」を行使することによって処理可能であると判断された。任意性の有無は自白法則による絶対的排除に関する問題であるはずなのに、裁量的に処理するというのはおかしくはないか。これら二つの事案では、自白法則と裁量権が区別されることなく用いられているようにすら思われる。

(3) これらの相矛盾する裁判例たちは何を意味しているのだろうか。なぜこのような事態が生じていたのか。このような矛盾をもたらした原因としてまず考えられるのは、二〇世紀半ばに、自白法則に「圧迫」の要件が組み込まれたこと³⁶の影響である。それは、どういうことか。

圧迫とは、一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて裁量排除という実務を生み出し裁判官準則制定のきっかけとなった不正な警察活動を、自白法則それ自体で制御することを目して自白法則に導入された要件である。この意味で、必然的にその適用範囲は排除裁量権と相当部分重なり合っていた。それがゆえに混乱が生じ、したがって裁判例の間に矛盾が存在するということである。⁽¹⁷⁾

しかも、当時の「裁判所は、これらの矛盾に気付いていないようだ⁽¹⁸⁾」という指摘すらあり、また、そこまで懐疑的ではなくとも、排除裁量権がカバーしなければならない実務が少なくとも理論上は極めて広範であるが故に、適用根拠の是非が問われる場合でも上訴裁判所はその判断と理由の説明を嫌う傾向にあったとする見方もある。⁽¹⁹⁾ 裁判所のこのような態度のために、さらに混乱に拍車がかかったのではないだろうか。

四 コモン・ローにおける裁量による自白排除

前章で見たように、かつての自白法則と不正裁量排除の関係に、悩ましく錯綜した一面があったことは事実である。しかしながら、裁量排除の実務の草創期はともかく、少なくとも自白法則に圧迫の要件が組み込まれた後には、圧迫によって獲得された自白は自白法則下ですでに文句なく排除されるべきものである。したがって、圧迫と裁量排除の関係に拘泥しても、実はどれほどの意味はない。問題は圧迫以外の要素である。では、圧迫の他に、どのような要素が排除裁量権との関係で問題となっていたのだろうか。換言すれば、公正とは何か、あるいは不正とはどのような状態を指すのかという問題である。

物証についての不公正証拠裁量排除ほどではないにせよ、コモン・ロー下での自白に関する不公正裁量排除の事例もまた、残念ながら決して多くはないけれども、以下、大ざっぱにはあるが分類を試みつつ検討しよう。

1 訴追の遅滞または訴追（決定）後の取調

裁判官準則前文原則（d）は、取調官が被疑者を訴追するに十分な証拠を得た場合には遅滞なく訴追するか、訴追がなされるかもしれないことを告知しなければならない旨規定していた。また、裁判官準則三条（b）は、訴追後の取調を厳しく制限していた。これらは排除裁量権発動の要件のひとつと考えられる。これらの要件は、実務上はどのように扱われていたのだろうか。

（1）訴追の遅滞または訴追決定後の取調が排除裁量権発動の理由とされた事案として、一九八二年のリード事件¹⁰がある。被告人は水曜日の朝七時に侵入窃盗容疑で逮捕された。木曜日の朝、ソリシターが警察署に被告人を訪ねたが、警察は接見を認めなかった。被告人の家族に依頼された別のソリシターが木曜日の午後一時に警察署に電話をかけたところ、被告人は侵入窃盗で訴追されて明朝裁判所へ引致される予定であると告げられた。午後二時二五分に被告人は最初の取調を受けたが、ソリシターとの接見を要求し質問には答えなかった。午後四時にソリシターが再び警察に電話したところ、しばらくは訴追されないだろうと告げられた。木曜日午後七時と金曜日の午前一時三〇分に居房で二回取調が行われ、被告人は自白した。金曜日午後一時に被告人は侵入窃盗罪と贓物罪で訴追された。

弁護人はこれら三回の取調に異議を申し立てた。すなわち、被告人は接見交通権を侵害されており、訴追されることが決定した後も取調を受けていたが、これらは裁判官準則前文原則に抵触する。さらに、最後の取調について

は、被告人は裁判所に引致されることなく四八時間を超えて身柄を拘束されているが、これは一九五二年治安判事裁判所法 (the Magistrates' Courts Act 1952) 三八条に違反する。事実審裁判官は被告人側の主張を認めて自白を排除した。

また、一九八〇年のハドソン事件⁽⁴¹⁾は、結果的には圧迫の存在が認定されて自白法則が適用され自白排除がなされた事案であったが、圧迫の認定に際しては、迅速な訴追を要求する裁判官準則原則 (d) 違反も重視されていた。同事件は収賄の事案であり、被告人は五九歳で前科はなく、日曜日の午前六時半に自宅で逮捕され警察署へ連行された後、そのまま四日半身柄を拘束され、合計二五時間におよぶ取調を受けた結果、逮捕から一〇五時間後に自白していた。

(2) 他方、訴追の遅滞ないし訴追 (決定) 後の取調が認定されたにもかかわらず自白が排除されなかった事例も複数存在する。たとえば、一九八二年のゴウワン事件⁽⁴²⁾の被告人は、複数の武装強盗事件に関与した疑いで逮捕されて七日間にわたり執拗な取調を受け、自白した後も訴追されることも治安判事のもとへ引致されることもなく身柄拘束され続けた。また、逮捕後数日は逮捕理由を告げられることもなく、ソリシターとの接見も認められなかった。しかしながら、裁判所は自白法則の適用も裁量排除の発動も認めなかった。

同様に、一九八二年のマッキントッシュ事件⁽⁴³⁾は、強盗事件で逮捕された被告人が逮捕後二日間の取調で本件その他九件の強盗について自白したにもかかわらず、訴追も治安判事への引致もなされず、さらに二日間にわたり取調を受け、さらに三件の強盗事件を自白したという案件であったが、自白排除はなされなかった。

2 違法な身柄拘束

違法な身柄拘束が排除裁量権発動の根拠とされた事例としては、まず、一九八一年のグリーンブス、ゴロップおよびヘンリー事件¹⁰が挙げられる。本件の被告人らは、それぞれ一八歳、一七歳および一七歳であった。彼らは侵入窃盗未遂と予備で起訴された。訴追側の主要な証拠は三人の自白であり、それらの自白がなされた状況は以下のとおりであった。

三人は月曜の午後二時過ぎに逮捕され警察署へ連行された。その後被告人らは取調を受けたが、事件については何も知らないと主張していた。被告人らが取調を受けた午後四時半には、全ての証人がすでに事情聴取を終え必要な科学捜査も終了しており、さらに、月曜の夜までには、他の侵入窃盗への関与の有無をチェックするための犯罪歴の照会も終了したが、この時点で被告人らに不利な証拠は存在していなかった。それにもかかわらず、本件を担当した警察官は、被告人らを頭から疑ってかかってきたため、さらに取調を行うために身柄拘束を継続した。実際に、火曜日の朝と午後の早い時間に取調が行われたが、警察官は被告人らに対して個別に、その事実はないにもかかわらず仲間が自白したなどと告げて自白を迫った。被告人らは火曜日の朝の取調では犯行を否認したが、午後再び取調を受けると自白した。

以上の事実につき、弁護人は、全ての自白は詐術の結果得られたものであり、したがって許容性を欠くと主張した。これを受けて事実審裁判官は以下のとおり判示した。捜査官が被告人らの否認を信用できないという理由のみで取調を継続したことは、正当な権限行使とはいえない。月曜日の夜の時点で、被告人らの容疑を裏付ける証拠は存在しなかったのであるから、被告人らは、月曜日の取調が終了した時点で釈放されるべきであった。火曜日の取

調は許容されないので、自白は排除されるべきである。¹⁵⁾

また、裁量により自白排除がなされた前出の一九八二年のリード事件¹⁶⁾では、治安判事裁判所法三八条が禁ずる四八時間を超える身柄拘束が存在していた。同様に、やはり前出の一九八〇年のハドソン事件¹⁷⁾は、圧迫による自白法則での排除の事案であったが、治安判事裁判所法三八条違反も考慮されていた。

3 ソリシターとの接見交通権の侵害

裁判官準則前文原則(c)は「何人も、捜査のいかなる段階においても、ソリシターに連絡し秘密裏に相談できなければならぬ」と規定していた。いわゆる接見交通権の保障ないし法的助言を受ける権利の保障である。この要請に対する違反は裁量排除の対象となるか。

(1) この原則(c)違反を根拠に裁量権が発動されて自白が排除された事例として、まず、一九八一年のトゥリケット事件¹⁸⁾がある。被告人は強盗に関与した疑いで逮捕された。彼女は自宅からソリシターに電話することを許された後に警察署へ連行された。警察署では、彼女のソリシターがすでに到着していたにもかかわらず接見は許されなかった。この接見拒否の理由は、警察官らによれば、第一に、武器の提供者を発見確保する必要があったからであり、第二に、他の取調対象者が当時警察署に多数いたからだとされた。

被告人は裁量による自白排除を申し立て、これに対して事実審裁判官は以下のとおり判示した。第一に、被告人は四回の取調において一度も武器に関する質問を受けていないし、被告人にソリシターとの接見を許すことが当時警察署にいた他の犯罪の被疑者たちに関する捜査活動を阻害する理由は認められないので、被告人とソリシターとの接見を拒否した警察の判断は誤りであり、ソリシターとの接見交通を保障する裁判官準則前文原則(c)に違反

する。第二に、仮に取調中の警察官らの行為が不公正でも圧迫的でもなかったとしても、ソリシターとの接見が認められていれば、被告人が黙秘権について助言を受けていたことは明らかである。以上の見地から、被告人の自白は排除されるべきである。

同様に、一九八五年のマーシユ事件⁽⁹⁾でも裁判官準則前文原則(c)違反を理由に自白が裁量排除された。被告人は三件の強盗と一件の強盗共謀で訴追されたが、訴追側の主要証拠は、訴追前に警察署での身柄拘束中に行われた取調で獲得されたいくつかの自白と共犯者の自白であった。被告人側は、裁判官準則前文原則(c)違反があるとして、裁判官に自白の許容を拒む裁量権を發動するよう求めた。具体的な理由は、被告人が、取調の前にも最中にも、ソリシターとの接見を何度も要求していたにもかかわらず、接見を拒否されたことであった。訴追側は、接見要求を拒否した事実は認めしたが、被告人のソリシターには本件の他の被疑者の弁護を担当した経験があるため、接見を許せば捜査情報漏洩の危険があり「捜査の進行の妨害」の要件を充足するので、裁判官準則前文原則(c)には抵触しないと反論した。訴追側はさらに、仮に原則(c)違反があったとしても、この程度の違反では証拠排除裁量権を發動すべきではないとも主張した。

事実審裁判官は次のように判示した。被告人のソリシターが依頼人と接見したとしても、他の被疑者たちと情報を通じようとするとは考えられず、したがって、本件の接見拒否は裁判官準則前文原則(c)に明らかに違反する。裁判所は訴追側に有利に裁量権を行使する用意はなく、問題の自白を証拠として許容するつもりもない。

(2) 他方、一九七七年のレムサテフ事件⁽¹⁰⁾では、裁判所は法的助言を受ける権利の侵害があったことを認定したにもかかわらず自白を許容した。被告人は大麻の密輸容疑で夜間に逮捕された。午前四時二〇分ごろ、被告人はソリシターとの接見が認められるまでは取調に応じないと主張した。しかし捜査官は取調を強行した。さらに、捜査

官は、翌日の昼間にソリシターが取調現場へ出頭した際にも、依頼人との接見を許さなかった。このように、原則（c）に対する違反があつたにもかかわらず、事実審裁判官は自白を許容し、上訴裁判所も事実審の判断を支持した。上訴裁判所によれば、夜間の取調については、ソリシターに通常の業務時間外に出頭を期待することは不合理であるところ、業務開始時間を待つては捜査に不合理な遅延が生ずるが故に正当化されるということであつた。捜査官が昼間にも接見を妨害していた事実や、捜査官が接見妨害を行った真の理由は被告人がソリシターと接見することによって捜査情報が漏洩することを恐れたためであり不当な理由である旨の異議申し立ては、上訴裁判所には容れられなかった。

4 未成年者や精神障害者などの自白

裁判官準則に付随する訓令 (Administrative Directions) 四条は、未成年者の取調が原則として親または警察官以外の適切な成人 (appropriate adult) の立会のもとで行われるべきことを定め、訓令四条Aは、精神障害者の取調についても未成年者と同様の配慮がなされるべきことを規定していた。これらの規定は、公正性の担保と同時に、未成年者や精神障害者の供述は本質的に信用性に欠ける危険性が高いために特に注意を払うことを求めたものと理解できるが、これらに対する違反も排除裁量権発動の根拠となる。

一九七九年のグライド事件⁵²は未成年者の事案である。事実は次のとおりであつた。被告人は当時一六歳であり、侵入窃盗容疑で午前六時半に自宅で逮捕された。被告人の母親は他の子供たちの世話を理由に警察署への同道を拒否した。被告人は、警察署へ向かう自動車内で侵入窃盗について取調を受け自白した。警察署に到着後、警察は、母親の出頭を待つて取調を行おうと考えていたが母親は出頭しなかった。また、警察は、被告人がソリシターなど

との接見を望まないものと決めつけ、ソリシターやソーシャルワーカーの出動も要請されなかった。このため、結局、警察署での取調は行われなかった。

このような事実について、弁護人は、裁判官準則に付随する訓令四条違反を根拠に自白排除のために裁量権の発動を求めた。具体的な主張は以下のとおりである。まず、たとえ、被告人の母親が警察署に来るのが遅くとも、また、被告人がソリシターなどの同席の下で取調を受けることを望まないとしても、訓令四条に適う取調状況が整うまで取調はなされるべきではなかったので、それに先立つ自動車内での取調は不当であったこと。この点、そもそも、被告人にはソリシター等を依頼するか否かの選択の余地が明示的には示されていなかったことは明らかであること。また、このような状況下では、自白はそもそも任意性を欠くこと。

弁護人の以上の主張に対して、事実審裁判官は次のとおり判示した。未成年者の取調にあたっては最大限の注意が払われるべきであるから、たとえ、警察官らが被告人と彼の母親の態度に不快を感じていたとしても、訓令は当然遵守されるべきであった。したがって、警察官らは、母親か、ソーシャルワーカーか、ソリシターか、あるいはその他警察官以外の成人が立会可能となるまで、取調を延期すべきであった。以上に鑑み、自白は証拠から排除されるべきである。⁵⁵⁾

一九八一年のプラット事件⁵⁵⁾は精神障害者の自白に関する事案であった。被害者である一一歳の少年の申し立てによれば、二四歳男性の被告人が往来で被害者を呼び止め、商店街の小路に連れ込むと、極めて猥褻な行為をするよう強要した。被害者が猥褻行為を拒絶すると、被告人は被害者から一〇ポンドを盗んだ。Pは直後に逮捕され、「もし彼に返したら行ってもいいですか」と発言した。逮捕後三時間以内に被告人は警察から取調を受け、即座に、本件と本件類似の様々な余罪について口頭で自白をした。その後、被告人は、これらの事案についての詳細な自白

を含む自白調書に署名した。

被告人側は、訴追側が自白の許容性の立証に必要な圧迫の不存在を証明していないと主張した。また、被告人側は、裁判官準則違反と訓令違反のそれぞれがあると主張していた。具体的な主張は次のとおりである。被告人は、警察署に到着すると、一九七七年刑事法 (the Criminal Law Act 1977) 六二条の権利に従って彼の父親に逮捕の事実を伝えるよう求めたが、被告人の取調が行われるまで数時間のあいだ彼の父親には連絡されなかった。取調と調書作成の間には、被告人と三人の警察官以外には誰も立ち会わなかった。供述調書作成の際には、裁判官準則四条に規定された最終認証は被告人によってではなく警察官によって記述された。

精神医の鑑定によれば、被告人の知能指数は六〇で精神年齢は八歳から一一歳であると認められたが、警察官らは、取調時に被告人が精神障害の状態にあることは分からず、その変わった話し方は肉体的な障害のせいだと思い、そして、被告人の読み書き能力が低いことにも全く気がつかなかったと証言した。

事実審裁判官は本件には二つの裁判官準則違反があったと認定した。第一に、被告人が精神障害者であることは警察官にとって明らかであったにもかかわらず、取調に適切な成人の立会がなかったことは訓令四条A違反に該当する。第二に、被告人は自身の供述に対する最終認証を書くように求められるべきであり、この要求がなされていない、警察は少なくともこの時点で被告人の読み書き能力の程度に気付くことができたはずであるから、裁判官準則四条 (e) 違反があった。裁判官はまた、刑事法六二条の権利が十分な理由なしに軽視されているとも認定した。これらの違反を総合すると、圧迫がなかったとは認められないとした。また、制定法はもちろん裁判官準則にも十分な敬意が払われるべきであるのに、ここに三つの違反が存在することは軽視できないとして、裁量権を發動して供述を排除した。

5 信用性の欠如

未成年者や精神障害者の自白にも通じることだが、被疑者が特定の状態にあるために、その自白が本質的に信用性に欠けると思われる場合がありうる。これは、取調に脅迫や約束があったために被疑者が嘘をついたかもしれないという自白法則の適用がある状況を指すのではない。また、自白法則の適用対象とはならないけれども、被疑者に対する不公正な扱いなどが存在し、それゆえに自白の信用性が損なわれる危険性があるから裁量的に排除するという意味での不公正裁量排除の一類型をいうのではない。そうではなくて、たとえば何らかの理由による一時的な錯乱や薬物の過剰摂取などの影響で、その信用性が著しく低いと考えられる供述の取扱いかんと議論である。これは、ここまで主として検討対象としてきた、捜査段階における被疑者に対する不当または不公正な取扱を対象とし、したがって被疑者を保護するという意味での公正性の担保を目指す典型的な不公正証拠裁量排除とはその守備範囲を若干異にし、信用性のないことがほぼ明らかな自白証拠が公判廷にもたらされることを防止し、これを通じて手続そのものの公正性を担保することを主眼とするものである。ただし、これもやはり、広義では自白に関する不公正排除裁量権の一類型と理解できる。¹⁰⁾したがって、ここで、「信用性の欠如」の要件についても確認しておこう。

被告人の精神状態ないし精神病が問題とされた事例として、一九七二年のスチュワート事件¹¹⁾がある。被告人は、複数の放火事件について警察の取調を受け自白していた。被告人の実年齢は一九歳であったが、精神年齢は五歳半程度で、さらには、質問を受けた場合に、質問に答えるのではなく聞いたことをオウム返しにする症状すなわち反響言語 (echolalia) といわれる症状を示していた。彼は自分の考えや主張を正確に伝えることが全くできないの

であり、その発言は完全に信用性を欠いていたといわざるをえない。裁判官は、被告人の自白を裁量権を發動して排除した。証明力が偏見的效果と比較してあまりにも小さいために、それを許容して陪審の面前に提出することが、被告人に対する公正性を欠くのみならず、司法の利益にも反する類の証拠を排除するための一般的裁量権「物証に関する排除裁量権・筆者注」を、自白にも適用したのである。⁵⁸

薬物の影響が問題となった事例として、一九七九年のデイヴィス事件⁵⁹がある。事案は傷害罪であったが、同事件では、重傷を負った被告人に判断力低下の副作用がある鎮痛剤を大量に投与した上で、約一〇時間半にわたって取調が行われていた。鑑定によれば、被告人は取調のあいだ鎮痛剤の影響下にあった。裁判官は、被告人の自白を、信用性の欠如を理由に裁量排除した。

精神的な病ではなく、身体的疾病によって生じた異常な精神状態を理由に自白の裁量排除がなされた事例として、一九八〇年のパウエル事件⁶⁰がある。事案は強姦罪だったが、被告人は糖尿病を患っており厳格な食事制限をしなれば低血糖症の発作を起こしやすい状態にあった。取調を受けたとき、被告人は四時間のあいだ何も食べなかったために発作に襲われた。鑑定によれば、この場合の発作とは、めまい、幻視、発汗、動悸および集中力・判断力の低下を伴うものであり、結果的に暗示にかりやすくなるという。裁判官は、被告人の自白は信用性に欠けることが明らかであるとし、排除裁量権を行使した。

五 一九八四年法七八条と自白法則

(1) 一九五五年のクルマ事件⁽⁶¹⁾における「裁判所は当該証拠がどのように獲得されたかに関心を持たない」との言辭が象徴しているように、コモン・ローにおいては、たとえ違法・不当な手段で獲得された証拠でも、例外的に排除裁量権が発動される場合を除いて、それは原則として許容されていた。ただし、自白は別である。すでに検討したように、自白に関しては、自白法則がある上に、他にも裁量で自白を排除する実務が広く浸透していた。

一九八四年法の制定に際しても、違法・不当に獲得された証拠をどう取り扱うべきかは最も重要な論点のひとつであった。合衆国にならって、違法に獲得された証拠については、これを少なくとも理論上は原則的に排除する法則いわゆる違法収集証拠排除法則の採用も検討されるなど、議論⁽⁶²⁾に決着がつくまでには紆余曲折があったけれども、最終的にこの問題の処理は七八条が担うことになった。一九八四年法七八条一項は以下のとおり規定している。

「いかなる手続においても、裁判所は、訴追側が立証の基礎として申請する証拠につき、その証拠が獲得された状況を含む全ての事情を考慮して、その証拠を許容することは当該手続の公正さに有害な影響を及ぼすためこれを許容すべきでない」と認めるときは、その証拠を許容することを拒むことができる」。

七八条一項については、そのスタンスが違法・不当に獲得された物証の扱いをめぐる議論の延長上に位置してい

ることや、その制定過程で主に物証に関する法則である合衆国の違法収集証拠排除法則の導入が検討されていたことなどに照らすと、同条項のそもそもの狙いが、原則として物証の排除にあったことには間違いない。

もちろん、七八条一項にいう「証拠」の概念からあえて「自白」を閉め出すことは逆に不合理かつ不自然であるから、自白も七八条の射程に入ることには一応の合意はあったであろう。⁶³しかし、自白については一九八四年法でもその七六条に自白法則が規定されているし、同法八二条三項⁶⁴によってコモン・ローの自白に関する排除裁量権も留保されると理解されていたので、やはり七八条一項は主として物証の排除を担うものと考えられていた。

そして、裁判所が伝統的に違法・不当に獲得された物証の排除に熱心でなかった歴史に鑑み、コモン・ローと同様に七八条も事実上は機能しないのではないかとの懸念⁶⁵が示されたり、さらには、やや皮肉に過ぎる感じがしないでもないが、七八条が物証排除のためには目立った働きをしないとすると、七八条による排除の対象は、仮に絶対的には少数であっても相対的にはその多くが自白になるだろうという示唆⁶⁷もあった。

一九八四年法は一九八六年一月に発効した。七八条は、実際にはどのように機能したのだろうか。

(2) 自白に対する七八条の適用の可否が争われた初期の裁判例のひとつである一九八七年のメイソン事件⁶⁸で、事実審裁判官は、自白の許容性については七六条という特別の規定が用意されているので、七八条は自白には適用されないと解釈した。しかしながら、これに対して上訴裁判所は、「証拠」という文言を適切に解釈するならば、これには訴追側が提出しようとする証拠の全てが含まれると判示した。すなわち、自白にも七八条の適用があるというのである。

その後、上訴裁判所は一九八九年のキーンン事件⁶⁹において、一九八四年法施行時点では七八条に本来期待されるべき効力についての解釈が曖昧であったため、自白については七六条が完璧な手当をしているから七八条の適用は

自白以外の証拠に制限されるべきという理解もあり得たことを認めた。しかし、上訴裁判所は同時に、次のようにも判断していた。

「……いくどとなく当裁判所は、本条項「七八条」を広義に解釈してきた。そして、裁判所が、『その証拠を許容することは当該手続の公正さに有害な影響を及ぼすためこれを許容すべきでない』と認めるときは、『自白』証拠を排除する裁量権を有していることは、もはや明白である」。⁷⁰⁾

七八条が自白をも適用対象としていることに関しては、もはやいかなる曖昧さも存在しないというのである。

このように、一九八四年法の施行直後には、七八条の射程について解釈上の争いが存在していたといえるけれども、それはまもなく決着した。そして、それから一九九〇年代中頃までには、実務の状況は七六条よりも七八条で扱われる自白の事例の方が多いほどになり、七八条は七六条の付帯条項であるとすらいわれるようになったのである。⁷¹⁾

六 七八条による自白排除

裁判所が現実に七八条を適用する場合の最も一般的な根拠は、一九八四年法の規定または同法の実務規範 (the Codes of Practice)⁷²⁾ に対する「深刻かつ重大な」違反の存在である。しかしながら、裁判例によれば、たとえ同

法または同規範に対する深刻かつ重大な違反が認定されても、必ずしも自動的な排除がもたらされるわけではないこともまた確認されている。

たとえば、一九八八年のアップソーラム事件⁷³では、取調記録の正確性の担保を目的とする重要な規定である実務規範Cの規定に対する深刻または重大な違反があっても自動的な自白排除がなされるわけではないことが強調されていたし、一九八九年のウォルシュ事件⁷⁴では、「最も重要かつ基本的な市民の諸権利のひとつ」⁷⁵であるはずのソリシターとの接見交通妨害すなわち一九八四年法五八条違反があっても自白が自動的に排除されることはない指摘されていた。「深刻かつ重大な」違反があっても、それが被告人に対して有害に機能しなければ必ずしも排除にはつながらないというのが、裁判所の基本的な立場なのである。⁷⁶

しかしながら、他方で、仮に一九八四年法や実務規範に対する重大な違反はなくとも、証拠排除がなされる場合があることにも注意が必要である。たとえば、一九九二年のブライン事件⁷⁷では、児童の性的虐待で訴追された被告人の自白に対する七八条発動の要請が却下されていたが、この点につき、上訴裁判所は、たとえ取調当時には明らかではなかったとしても、事実審裁判官がストレスに過敏な被告人の精神状態を考慮に入れなかったことは失当だとして、上訴を認めている。

また、一九八四年法および実務規範に対する違反が警察官の悪意で行われたものである場合には、その事実は排除の決定的な要因となりうる。「警察が悪意で行動したならば、裁判所は、七六条の下ではできないとしても七八条の下で、自白の許容性を否定することにはほとんど躊躇しないであろう」⁷⁸。ただし、逆は成り立たない。仮に違反が善意によるものであったとしても、その事実によって違反が治癒するわけではない。「警察が、たとえ善意であっても五八条に抵触したならば、裁判所は、当該証拠を許容することが当該手続の公正さに有害な影響を及ぼすか否

かを判断する必要があり、このことは自白が排除されるべきかについても同様に妥当する」⁽⁷⁹⁾₍₈₀₎
これらの基本的な原則を踏まえた上で、自白に対する七八条の適用が問題となった事例のいくつかについて検討
することにしよう。

1 ソリシターとの接見交通権の侵害

一九八四年法は五八条に接見交通権に関する詳細な規定を置いている。接見交通妨害は当然七八条発動の重大な
要因となりうる。

(1) 接見交通権の侵害を理由に自白が排除された事例としては、まず、一九八七年のサミュエル事件⁽⁸¹⁾が挙げら
れる。事案は武装強盗で、逮捕後最初の取調で被告人はソリシターとの接見を要求したが、警察は、まだ逮捕され
ていない他の被疑者に警告を与えるおそれがあるとして接見を拒否した⁽⁸²⁾。被告人は、その後さらに二回の取調を受
けて別の二件の侵入窃盗を自白したが、本件強盗については否認のままであった。侵入窃盗で訴追された後に、被
告人のソリシターが警察に電話をしたところ、被告人が訴追されたことを告げられたが接見は拒否された。その直
後に被告人はもう一度取調を受けて強盗について自白した。強盗で訴追された後にやっと接見が許された。

強盗での有罪判決に対して上訴がなされた。上訴理由は、事実審裁判官が接見拒否を正当と認めたことは失当で
あること、最後の取調によって得られた自白は排除されるべきであったことである。上訴裁判所は、警察が最後の
五回目の取調の前にソリシターとの接見を妨害した事実につき、これは制限時間内にソリシター不在の状態で取調
を行う最後の機会を確保したいという不当な理由によるものであったと認定し、仮に被告人が最後の取調の前に接
見をしていたら、間違いなく不利益な発言はしなかつただろうから、事実審裁判官は七八条の下で裁量権を発動す

べきであったと判示した。

一九八九年のパリス事件⁽⁸⁵⁾も、接見交通妨害を理由に七八条の発動が認められた事案である。被告人は武装強盗の容疑で逮捕され面会禁止の状態に置かれていた。最初の取調で、被告人は質問への応答を拒みソリシターとの接見を要求したけれども、この要求は拒絶された。二回目の取調では、取調調書を取らないことを条件に話をすることに同意して自白した。ソリシターが同席した三回目の取調では、被告人は黙秘した。事実審裁判官は、一九八四年法五八条違反はなかったと判示した。

被告人の上訴を受けて、上訴裁判所は、被疑者を面会禁止の状態に拘束する権限をソリシターとの接見にも適用できるとした警察の解釈は誤りであること、被告人はソリシター立会の場合には黙秘していたのだから二回目の取調にソリシターが立ち会っていれば黙秘していたはずであると認定し、自白は排除されるべきであったと判示した。同様に、ヘロイン等密売の事案である一九九〇年のゴーカーンとハッサン事件⁽⁸⁶⁾では、逮捕されたトルコ人の被告人が、素養に欠け、母国語が英語ではなく、ソリシターの援助を受ける権利について正式に告知されておらず、かつ、取調開始時にソリシターを立ち会わせないことが一般的な実務のあり方だと告げられていたことを理由に、上訴裁判所は、自白は七八条の下で排除されるべきであったと判示した。

(2) 他方、接見妨害があったにもかかわらず自白が許容された事案としては、一九八八年のアラデイス事件⁽⁸⁷⁾がある。本件は五人組の男たちによる郵便局強盗の事案で、被告人は強盗団の一員として逮捕された。捜査段階で、被告人はソリシターとの接見を要求したにもかかわらず拒絶された。拒否の理由は大量の贓物が未回収であり警察が捜しているもう一人の被疑者が逃走中であることであった。事実審裁判官はこの接見拒否を容認し、被告人は有罪判決を受けた。被告人は、接見拒否は一九八四年法と実務規範に違反するので、自白の許容は不当であると主張

して上訴した。

上訴裁判所は、被告人が逮捕下にあり、被告人の家は彼の母親の立ち会いの下に搜索を受けていたことを根拠に（すなわち、接見を許しても贓物の回収や逃走中の被疑者の発見確保を妨害する危険はないという理由で）、接見拒否を容認した事実審裁判官の判断自体は不当であると判示した。しかし、被告人は事実審において、接見妨害の事実を立証するために自ら証人台に立っており、裁判所は、証人席での被告人の態度を根拠に、「被告人は取調に上手く対処できていた。被告人はそれぞれの取調の前に適切な権利告知を与えられていた。彼は権利告知の意義を理解しており、自らの諸権利を認識していた」と認定し、結局のところソリシターの立ち会いは不要であつたとし、結論的には自白を許容した事実審裁判官の判断を容認した。

(3) 以上の諸事例からは、接見交通の文脈においては、接見妨害の回数や妨害における捜査官の悪意の有無と程度が、七八条の発動いかに影響を与えていることが一応確認できよう。しかし、アラデイス事件⁽⁸⁶⁾に見られるように、仮に違反が存在していても、実質的にそれが被告人の防御に何ら影響を与えなかつたことが明らかの場合には、七八条は発動されないとする例もある。⁽⁸⁷⁾

2 未成年者や精神障害者などの自白 —— 適切な成人の立会 ——

身柄拘束中の被疑者の処遇および取調について規定する一九八四年法の実務規範Cは、未成年者や精神障害者などの取調に際しては、「適切な成人」の立会を要求している。この要求に反することは、自白排除の要因となりうる。

(1) 適切な成人の立会の要件との関係で自白が排除された事例のひとつに、一九九三年のウィークス事件⁽⁸⁸⁾があ

る。被告人は当時一六歳で、街角で通行人が貴金属を強奪されたという強盗の共謀容疑で、当該事件が発生した、少年ギャング団がたむろする街で逮捕され、訴追された。被告人がこの事件に関わったことを直接証明しうる証人はいなかった。被告人は逮捕されると警察車両に乗せられ、いくつかの質問に対して強盗への関与を否定し、他の少年の犯行であるといった。しかしその後、被告人は他の少年たちと「見張り」をしたこと「何かを盗った」ことを認めた。そして、彼らはその晩問題の貴金属を盗んだが、自分がやったのではないと述べた。全ての会話は適切な成人の立会の下で録音されたものではなかった。公判で、弁護人は、問題の会話は実務規範Cの一三条一項に違反するので、一九八四年法七六条または七八条によって排除されるべきと主張した。これに対して事実審裁判官は、当該会話は取調とまではいえないとして、証拠を許容した。

被告人は、事実審裁判官が会話を許容したことは失当であると主張して上訴した。上訴裁判所は以下のように判示した。事実審裁判官は、警察の質問行為について、被疑者の行動について断片的に質問すること、通常警察署で行われる正式な形態の取調とを区別している。両者の区別は困難であるが、たとえば会話が街中や警察車両の中で行われたものだとしても、実務規範C一三条一項は発動されるべきである。確かに、当該会話の最初の部分は「取調」にはあたらず、したがって実務規範の適用はない。しかしながら、被告人が告白を始めた時点以降は、適切な成人の立会が要求されるべきであった。当該会話は全体として「取調」と理解されるべきであるから、実務規範C一三条一項の違反があったといえる。したがって、当該会話は一九八四年法七八条によって排除されるべきであった。

やはり告白が排除された事例として、一九九三年のグレイブス事件⁸⁹がある。本件は、侵入窃盗の上、罪証隠滅の目的で家屋に放火し、その結果住人を煙によって窒息死させた殺人の事案であった。被告人は当時一六歳で、一九

八九年二月一六日に最初の取調を受けたが、この取調はそもそも侵入窃盗に関するもので殺人に関するものではなかった。取調には被告人のソリシターの代理人が立ち会ったが、一九八四年法の実務規範C一一条一四項の規定する適切な成人の立会はなかった。取調の間、被告人が侵入窃盗を否定するたびに、また何もう気はないというたびに、取調官は質問には答えなければならないと告げていた。取調中に被告人は少なくとも九回は侵入窃盗への関与を否定したが、これらの否認は捜査官には受け入れられなかった。ソリシターの代理人は取調行為を遮ったり異議を唱えたりはしなかった。最終的に被告人は、「僕のせいじゃない……彼女を殺す気はなかった」といった。同日、二回目の取調が行われたが、これには被告人の父親が適切な成人として立ち会った。一九八九年二月二四日に被告人はもう一度取調を受けた。今回はそれまでとは違う警察官が取調にあたり法的な代理人が立ち会い、被告人は明らかに任意に自白した。

事実審では自白排除が問題となり、二月一六日の自白は一九八四年法七六条二項の下で排除された。しかし、二月二四日の自白については、この自白も二月一六日の自白の許容性を損なった行為によって汚染されていたとの被告人の主張にもかかわらず、事実審裁判官は、被告人は二月二四日の取調では権利告知を受けていたこと、そして、二月一六日と二四日の間に法的助言を受ける機会があったことを指摘し、二月二四日の取調の録音テープを聴いた上で、以前の取調に存在していた有害な影響は二月二四日にはもはや存在しておらず、したがって、自白は圧迫によって得られたものではなく、被告人の発言の信用性を損なう類の言動の結果として得られたものでもない」と判示した。

上訴裁判所は、もし、被告人が本当に取調と取調の間に法的助言を受けていたならば、その後の自白に継続的な障害が存在したとはいえないけれども、実際には被告人は法的助言を受けてはいなかったのであり、二月一六日

の影響は警察官の交代や権利告知によって消滅せず二四日まで継続していたと認定し、有罪判決を破棄した。

(2)一九九七年のロウ・ソンプソン事件は、精神障害がうたがわれる者の取調に適切な成人の立会がなかったにもかかわらず自白が許容された事例である。被告人は知的水準の高い若い男性であったが、アスペルガー症候群(Asperger's Syndrome)であった。同症候群の特徴は、強迫観念、過剰な固定観念、そしてルールや慣習に対する強度の固執にあるが、被告人はその症状の影響によって、自分の母親を悪魔と信じるようになっていた。

被告人が休暇明けで寄宿舎に帰る直前、母親が部屋でアイロンがけをしていると、被告人が肉切り包丁を手に「おまえを殺す」と叫びながら近づいてきたので、母親は被告人の手をつかんで助けを呼んだ。彼女の内縁の夫がこれを聞きつけ、被告人を部屋から引きずり出したが、被告人は母親を殺すと叫び続けていた。警察が呼ばれ、警察官が被告人にその包丁は何のためのものかと尋ねると、被告人は「母親を殺すことが仕事だ」と答えた。権利告知を受けたときに、被告人は「あなたを傷つけるつもりはない。母親を殺すつもりしかない」と発言した。被告人は警察署で精神科医の診察を受けたが、精神科医は取調は可能だと述べた。警察は適切な成人の立会を求めようとしたが、ソーシャル・ワーカーが警察に対してそれは必要ないと告げたため、被告人はソリシターの立ち会いの下で取調を受け、母親を殺すつもりであったこと、機会があればもう一度やるつもりであることを明らかにした。

事実審において、犯行現場での権利告知前の発言は排除されたが、取調での発言は排除されなかった。精神科医は、被告人は彼の母親に危害を加え他者にも危害を加えるおそれのある人格障害かもしれないが精神病ではないと証言した。被告人は自らの行為の性質と意味は理解していたが、それが悪いという概念を持つことができない状態であった。したがって、精神異常を根拠に無罪の答弁をするべきであったが、被告人はこの手続を選択しなかった。したがって、陪審に求められたのは、殺人の故意の有無の判断だけであり、殺人未遂で有罪判決が下された。

これに対して、被告人側から、取調に適切な成人の立会がなかったことは自白の許容性を損なうとして上訴がなされた。この点につき、弁護士は適切な成人は精神的弱者にとつてその存在自体が重要なセーフガードであると主張した。他方、訴追側は、適切な成人とは、不公正な取調から被疑者を保護する役割を担うのではなく、公正かつ適切な取調の中で被疑者を援助するために存在するのであり、したがつたとえは黙秘をするよう助言する程度の役割しか期待されてはいないと反論した。

裁判所は上訴を棄却した。まず、一九八四年法七六条二項すなわち自白法則の適用の可否については、問題の自白が適切な成人がいなかった結果として獲得されたという事実や、または適切な成人がいなかったことが、その状況で問題の自白の信用性を損なう危険性があつたことを示す証拠は存在しないので、自白法則は適用されないと判示した。したがつて、残る問題は七八条一項の適用の有無である。この点について、弁護士は、精神に障害のある被告人が適切な成人の立会なしに取調を受けた場合には、当該裁量権によつて当然に証拠は排除されるべきと主張しているが、被告人の症状に照らすならば、適切な成人がいなくても被告人が自白していたことは明らかであるから、適切な成人の立会がなかったことは七八条にいう不公正にはあたらず、したがつて、当該取調証拠は状況にかかわらず排除されるべきという主張には理由がないと結論づけた。

3 取調における詐術、欺罔または隠密的警察活動

イギリス法は伝統的に、「おとり」を使つて被疑者を扇動し、本来は犯す意思のなかつた犯罪に関与させるといふ意味での「わな」について、抗弁を認めてこなかつた。⁹¹⁾ 仮に「わな」が存在しても、それを理由に証拠排除を要求することは原則として認められないのである。一九八四年法七八条も、この意味での純粹な「わな」については

カバーしないようである。⁹⁵しかしながら、既発犯罪の捜査における被疑者取調で、自白を獲得するために詐術、欺罔または隠蔽的活動が行われた場合には、七八条の発動いかが問われることがある。

(1) まずは、自白が排除された事例のいくつかを見てみよう。一九八七年のメイソン事件⁹⁶の被告人は放火の疑いで逮捕された。警察は被告人および彼のソリシターに対し、瓶の破片から被告人の指紋が採取された旨の虚偽の情報を故意に与えた。これを受けて、被告人は問題の瓶に触れたことを認めた。事実審裁判官は、被告人が自らの権利を認識していたことおよびソリシターが立ち会っていたことを理由に、その後に得られた自白を許容した。被告人の上訴に対し、上訴裁判所は、警察が被告人のみならずソリシターをも欺罔していた点を重視し、この欺罔は被告人から黙秘権行使の方法についての専門的助言を受ける権利を奪うものであったと認定し、したがって一九八四年法七八条によって自白は排除されるべきであったと判示した。

次に、一九八七年のH事件⁹⁷である。被告人は女友達を強姦したとして逮捕されたのだが、合意の上での性行為であったと抗弁して処分保留のまま釈放されていた。その後警察は、告訴人の同意を得て彼女の電話機に録音装置を設置し、被告人と告訴人との電話通話を録音した。会話中告訴人は、被告人に対して当該通話は録音されていないと嘘をついていた。被告人は、かかる証拠収集手段は身柄拘束中および取調中の被疑者保護を目的とする実務規範Cに違反すると主張して録音テープの証拠排除を求めた。裁判官は、この主張を認めて証拠を排除した。

一九九一年のギャリー・ブレーク事件⁹⁸。被告人は、銀行詐欺事件にかかわったとされる一二人の銀行員の一人であり、「内情通報者、スパイ」の役割を担っていたと目されていた。彼らは、詐欺行為の際の証人との電話での会話で用いられたとされる文言をテープに録音させられたが、その際には権利告知も与えられず、また録音を拒むことができないことも、法的助言を要求することも告げられていなかった。当該録音テープを聴かされた証人が、該

当者を二人から二人にまで絞り込んだが、そのうちの一人が被告人であった。被告人は、警察署 (police station)⁹⁶⁾ではなく交番 (police office) で身柄を拘束され、権利告知を受けた上で取調を受け、彼の声が証人によって特定されたと虚偽の情報を告げられた結果自白した。このとき、本来行われるべき同時記録は行われず、また被告人に示されるべき事後記録も作成されなかった。その後さらに、警察署に身柄を移して取調が行われ被告人は自白を繰り返した。

交番での被告人の自白は、七六条二項 (b) および七八条によって排除された。その理由は、「その事実がないにもかかわらず、被告人の声を確認されたと告げる」など、これは「完全なる誤導」であり、取調は当該交番ではなく警察署で行われるべきであり、さらには諸権利についての告知がなされなければならなかったことであった。後に警察署で行われた取調は、それ自体としては適切に実施されていたけれども、「警察署ではなく交番でのドラマチックなできごと」の直後に行われたものであったので、「二人の上級警察官による遺憾な失態」の重畳的な影響があるとされ、やはり七六条および七八条によって排除された。

一九九二年のブライス事件⁹⁷⁾。ある秘密捜査官が盗難車のバイヤーを装い、被告人の携帯電話に自動車の買い取りについて問い合わせの電話をかけた。そして、要するに当該車両は何時盗まれたものなのかを質問したところ、回りくどい物言いではあったが二日ほど前である旨の返答を得た。後にスミスフィールド地区で直接対面したところ、今度は明確な表現で返答が繰り返されたので被告人は逮捕された。警察署での録音された取調において被告人は「ノー・コメント」を繰り返すのみであったが、警察は、被告人は当該取調終了後に問題の高級車を極めて廉価で購入した旨を自ら進んで自白したと主張した。

有罪判決に対して、被告人は、電話でのやりとりと逮捕前に捜査官と直接対面してなされた会話について同時記

録が作成されるべきであったこと、そして録音された取調の終了後のやりとりの前に権利告知がなされるべきであったことを理由に上訴した。上訴裁判所は、電話での会話と逮捕前の会話について、会話内容の正確性ないし信用性を担保する記録がないことを理由に証拠から排除すべきであったと判示した。また、取調録音終了後に被告人が供述を始めたときとされる時点で権利告知がなされていないことについては、かかる状況でなされた自白を証拠として認めることは、権利告知を求める規定を無意味にすることになるので看過できないとして、これも排除されるべきとした。

(2) 他方、自白が許容された事件として、まず、一九八九年のイエレンとカツツ事件⁽³⁶⁾がある。事案は虚偽会計報告の共謀であった。警察は、すでに取り調べた共同被告人に頼み、いまだ取調を行っていない被告人と共同被告人との間の会話を録音させた。この会話の中で、被告人は、共同被告人が警察には何も話していない旨の嘘をついた後に、様々な自己負罪供述を行っていた。これが証拠となり、被告人は有罪判決を受けた。

被告人は録音手続の不当性を理由に上訴したが棄却された。棄却の理由は以下のとおりであった。まず、たとえ被告人と共同被告人の間の録音された会話に「わな」の要素があるとしても、換言すれば被告人には秘密で警察の依頼によって共同被告人が録音していたとしても、当該会話が共同被告人によって不公正になされたものでない限り、当該録音は許容される。つまり、たとえ当該戦術において「わな」の要素が用いられていることに疑いがないとしても、録音テープによれば、被告人が共同被告人に会いたがり話したがっていたことは明白であり、被告人を誘導・欺罔して自白させたのではないから、排除の必要はない。また、実務規範Cは身柄を拘束された者を保護するためにあるのであって、犯罪捜査を妨害するためにあるのではないから、被疑者が逮捕されていない場合には、そのような証拠は、実務規範Cの身柄拘束に関する規定を潜脱する目的をもって獲得されたとはいえない。

次に一九九二年のクリストウ事件⁹⁹を検討する。宝石窃盗団の摘発の任にあたった秘密捜査官らは、宝石の故買人を装い、偽装店舗を設置して、彼らに盗品の宝石を売却しようとした被告人らを含む顧客に接触するとともに、その際の会話の様子を隠しビデオカメラとマイクで記録した。その記録から、被告人らが特定の地域において宝石窃盗を行った事実を推認させる情報が獲得された。被告人側から、このような形で被疑者から情報を引き出すことは被疑者取調を規律する実務規範Cに違反するので、当該証拠は排除されるべき旨の主張がなされた。

これに対して上訴裁判所は、当該捜査活動には何らの不公正も存在せず、したがって証拠排除の必要性はないと判示した。つまり、警察のこの行為は「わな」とは認定されなかった。なぜならば、警察官は「おとり捜査官」として行動していたわけではなかったし、問題の犯罪を誘発したわけでもなかったからである。被告人らの自己負罪発言は、既発の侵入窃盗または不正取引に関するものであった。当該店舗の存在意義は詐欺または詐術を用いて訪問者から自己負罪拒否特権を剥奪することにあつた旨の主張がなされたが、上訴は棄却され、被疑者・被告人にとつて不利益な証拠を生み出す詐術の全てが不公正を理由とする排除に帰結するものではないとの判示がなされた。

(3) 以上の諸事例から読みとれる裁判所の姿勢について、少し整理しておこう。

まず、H事件とイエレンとカツツ事件は、両者とも会話の秘密録音の是非が問題となつたにもかかわらず、H事件では会話内容が排除され、イエレンとカツツ事件では証拠として許容されている。両者の違いは秘密録音のなされた時期にある。H事件では、被告人はすでに一度逮捕され取調を受けており、この意味で身柄拘束中の被疑者の取扱および取調手続全般について規定する実務規範Cの保護下にあつたといえるのに対して、イエレンとカツツ事件の被告人ははまだ取調も身柄拘束もなされておらず、したがって実務規範Cは発動していないから、被告人は実務規範の干渉を受けない存在なので、警察の行った秘密録音は実務規範潜脱ではないのである。

同様の考慮は、クリストウ事件にも見られる。クリストウ事件では、偽装店舗における秘密捜査官と被告人の会話は実務規範Cによって保護されるべきであるから権利告知が必要であったとの異議申し立てがなされていたが、この主張は却下された。却下の理由は、実務規範Cは身柄拘束中の被疑者や取調中の被疑者など警察からの不当な扱いや圧迫を受ける危険性が高い者の保護を目的としているところ、クリストウ事件の捜査官は、実際には偽装であったとはいえ、事件当時は形式的には贓物売買人同士として対等の立場で会話していたので、実務規範Cの保護は及ばないというのである。⁸⁰⁾

また、クリストウ事件とブライス事件を比較すると、両事件ともに秘密捜査官との会話において自白がなされているにもかかわらず、クリストウ事件では自白が許容され、ブライス事件では排除されている。この点については、クリストウ事件の会話は録音されており、したがって会話内容の正確性と信用性が担保されているのに対して、ブライス事件の会話は録音されていないことが決定的に異なると判示されている。ブライス事件の会話を証拠として認めることは、権利告知なしでの取調を一般的に認めることに等しいというのである。

七 むすび

本稿では、イギリスにおける自白法則の補完手段としての「裁判官の裁量による証拠排除」について検討してきた。最後に、ここまでの検討作業を通じて気付いたことをいくつか指摘しておきたい。

(1) まず、「裁量による自白排除」の文脈において、コモン・ローと現行法との間には、いくつかの相違ない

し変化が存するように思われる。

第一に、未成年者や精神障害者の取調における「適切な成人」の存在意義に変化が見られるようである。未成年者等の取調に適切な成人の立会が求められることはコモン・ローにおいても現行法下でも同様であり、コモン・ローでは裁判官準則に規定があったし、現行法では実務規範Cがこれを規定している。しかしながら、両者の機能には若干のずれが見られる。すなわち、コモン・ロー下での適切な成人の要件は、取調の公正性の担保を目的とすると同時に、未成年者や精神障害者の供述は本質的に信用性に欠ける危険性が高いために特にその保護に注意を払うことと考慮したものと理解されていたけれども、現行法下では、適切な成人に期待されるべき、不公正からの弱者保護という機能が弱まっているかのように思わせる事例が存在する。

第二に、ソリシターとの接見交通の位置づけにも違いがある。被疑者にとって最も重要な権利のひとつである接見交通権を妨害することは、昔も今も裁量権発動のための重大な要因のひとつである。しかし、現行法下の実務においては、接見交通が被疑者の供述の姿勢に与えた影響がより重視されているように思われる。被疑者の行動に照らして、仮に接見がなされても自白したであろうことが明らかだとして接見妨害が許容された事例が見られるからである。もつとも、少なくとも当該事例については、弁護士が戦術を誤っただけという評価もあるから、必ずしも一般化はできないかもしれない。しかしながら、コモン・ローでは裁判官準則上の要請であった接見交通権が、現在では一九八四年法五八条に規定を置いてある点もあわせて考えるならば、接見交通の重要性はやはり事実上後退しているといえるのかもしれない。

(2) 次に、一九八四年法七八条すなわち現行の排除裁量の適用に際して見られる特徴を確認しておく。

第一に、七八条を適用するにあたっての明確かつ一般的な指針が存在しないことが挙げられる。たとえば、一九

八七年のサミュエル事件⁽¹⁰⁾においては、「七八条の裁判官の裁量権や裁判官に固有の権限を行使すべき方法に関して、一般的な指針を設けることは望ましくない。状況は無限に変化しうるからである」と述べられていたし、一九八九年のパリス事件⁽¹¹⁾では、「全ての事件はそれぞれの事実に基づいて判断されなければならない」ので、違反の事実によつて被告人の供述が必ず許容性を欠くとは限らないとされている。さらに、一九八九年のイエレンとカツツ事件⁽¹²⁾では、「それぞれの事件をめぐる諸状況はほとんど常に異なっている。裁判官は、たとえ同じような状況であっても、その裁量権を行使するにあたって異なる見解を採るかもしれない」とされている。このように、七八条の発動基準は定立されていない。より正確には、定立されて「いない」のではなくて、これを定めることを裁判所が拒んでいるというべきであろうか。

第二に、七八条は、一九八四年法の規定に対する違反すなわち制定法違反を理由としても、また、一九八四年法の実務規範違反を理由としても発動されうるが、上訴裁判所は、排除根拠としての両者を区別するか否かについて見解を示すことを回避している⁽¹³⁾。したがつて、制定法違反と実務規範違反の間に排除根拠としての区別はないと理解するのが一般的である⁽¹⁴⁾。

(3) 「裁判官の裁量による証拠排除」に関する歴史をたどるとき、そこにはある構図が見えてくる。すなわち、かつてコモン・ローにおいて自白法則を補完するために生まれた裁量排除が、自白以外の不公正に獲得された証拠の排除という理念をもたらし、この考え方を発展させて制定された一九八四年法七八条が、現行の自白法則をさらに補完するという相関関係である。この構造自体、大変に興味深いことである。しかしながら、ここで注目すべきことは、現代においても、そうまでして注意を払わなければならない自白という証拠の危険な性格についてである。

現行のイギリスの自白法則すなわち一九八四年法七六条二項は、まず、信用性に疑いの生ずる危険のある状況下で獲得された自白を排除することによって、正しい裁判ないし誤判防止を実現しようとしている。これは、自白法則の原始的なあるいは本質的な機能だといえるだろう。また、同条項は、圧迫によって得られた自白を排除することによって、不当な手続からの被疑者保護と誤判防止を重疊的に担保しようともしている。ところが、イギリス法はこれだけでは満足せず、さらに七八条によって、七六条で取りこぼした不定形の不当な手続から被疑者を保護することをも目指している。

誤判防止の見地から自白排除を理解することは比較的容易であろう。しかし、被疑者保護の要請に従って、その信用性が極めて高いと推測される自白の排除を認めることには、どうしても抵抗感が残る。それにもかからわず、いや、それだからこそ、イギリス法は、被疑者保護のために二重の法網を張ることを選択したのである。仮に自白が排除されたとしても、「残りの証拠が強力であれば、……排除の結果からは特に困難は生じないけれども、……残りの証拠が脆弱または存在しない事例においてこそ、……この規定による保護が最も要求される」¹¹⁴。自白排除によつて有罪確保の利益が揺らぎかねないような場合にこそ、被疑者保護のために遊撃的に機能しうる不公正排除裁量の存在意義が重視されるのである。

(4) 本稿では、二一世紀に入つてからの裁判例については検討の対象としなかった。その主な理由は、たとえば一九九八年人権法 (the Human Rights Act 1998) などの刑事立法の影響をはかるには、今少しの時間と裁判例の蓄積が必要だと考えたからである。二一世紀初頭のイギリスにおける自白法則および裁量排除についての検討は、今後の課題としたい。

(1) 一七八三年のワリックシヤル事件 (Warrickshall (1783) 1 Leach C. C. 263.) において初めて正式にその存在を認知されたイギリスの自白法則は、「期待を抱かせるような甘言または拷問の恐怖によって引き出された自白は、それが有罪の証拠とみなされる場合には非常に疑わしいものとなるので、それにたいしてはいかなる信用も与えられるべきではない。したがって、かかる自白は排除されるのである」としていた。

(2) たとえば、一九世紀中頃までには「権限を有する者 (person in authority)」の要件が追加されていたし、二〇世紀半ばには「圧迫 (oppression)」の要件が追加された。

(3) コモン・ローの自白法則の完成された姿は、一九六四年裁判官準則 (the Judges' Rules) の原則 (e) に見られる。「警察官の質問に対してなした口頭の答弁およびその者が自らした供述が、その者に対する証拠として許容されるための基本的な要件は、それが権限を有する者の脅迫または利益の約束により、ないしは圧迫によって得られたものでないという意味において任意性を持つことである」。

(4) コモン・ローの自白法則の展開の様子については、たとえば、稲田隆司「自白法則と虚偽排除説 —— コモン・ローにおけるその成立と展開 ——」法政理論三〇巻四号 (一九九八年) 四〇頁以下などを参照。

(5) 本稿「二 裁判官の裁量による自白排除の始まり」を参照。

(6) 一九八四年法七八条の母法たる「物証についての不正排除裁量」が、判例上明示的に認められるようになるのは二〇世紀半ば以降である (Kuruma [1955] A. C. 197.) から、自白についての裁量排除が、物証についての同様の法則の発生に影響を与えたのは間違いないであろう。イギリスの物証に関する不正排除法則の展開については、たとえば、井上正仁「刑事訴訟における証拠排除」弘文堂 (一九八五年) 三二八頁以下および五〇二頁以下、稲田隆司「イギリスにおける裁量による不正証拠の排除」吉田敏雄他編「罪と罰・非情にして人間的なるもの 小暮得雄先生古稀記念論文集」信山

社(二〇〇五年)二〇九頁以下などを参照。

(7) 一九八四年法とは、二〇世紀後半にイギリスで敢行されてきた一連の大規模な刑事司法改革の重要な成果のひとつである。その意図は、主に、長年にわたる判例法および個々の単行法の蓄積の結果、あまりにも複雑になってしまった捜査法および証拠法を整理・統合することにあつた。同法成立過程の詳細については、たとえば、三井誠「イギリス刑事司法の改革(二)」——一九八四年警察・刑事証拠法および犯罪訴訟法を中心に——」ジュリ九三七号六三頁以下などを参照。

(8) 一九八四年法の自白法則の制定に至る経緯や運用の様子については、たとえば、稲田隆司「イギリスの自白法則」寺崎嘉博・白取祐司編『激動期の刑事法学 能勢弘之先生追悼論集』信山社(二〇〇三年)二二七頁以下などを参照。

(9) 一九八四年法七六条二項は以下のとおり規定する。「いかなる手続においても、訴追側が被告人の自白を証拠として提出しようとする場合において、その自白が、(a)被告人に対する圧迫により、または、(b)その当時の状況により自白の信用性を失わせると認められる言動の結果として、獲得されたまたは獲得された疑いがあることが主張されたときは、裁判所は、訴追側においてその自白(真実である可能性のいかんを問わない。)が前各号の方法により獲得されたものでないことを合理的な疑いを超えて証明しない限り、これを被告人に不利な証拠として許容してはならない」。一九八四年法の邦訳としては、法務大臣官房司法法政調査部「イギリス警察・刑事証拠法／イギリス犯罪訴訟法」法務資料四四七号(一九八八年)がある。

(10) 一九八四年法七八条一項は以下のとおり規定する。「いかなる手続においても、裁判所は、訴追側が立証の基礎として申請する証拠につき、その証拠が獲得された状況を含む全ての事情を考慮して、その証拠を許容することは当該手続の公正さに有害な影響を及ぼすためこれを許容すべきでない」と認めるときは、その証拠を許容することを拒むことができる」。

(11) イギリスの物証に関する不公正排除法則の展開については、たとえば、井上・前掲、三二八頁以下および五〇二頁以下、

稲田・前掲「イギリスにおける裁量による不公正証拠の排除」、二〇九頁以下などを参照。

(12) たとえば、稲田・前掲「自白法則と虚偽排除説」、四〇頁以下などを参照。

(13) 前掲注(2)参照。また、巨視的に見れば、一九八四年法七六条の成立自体が自白法則の改訂であったといえよう。

(14) *Gavin* (1885) 15 Cox C.C.656.

(15) *Histed* (1898) 19 Cox C.C.16.

(16) ヒステッド事件を担当した裁判官は、同事件の三年前に、やはり警察による被疑者取調によって獲得された自白の許容性が争われたミラー事件 (*Miller* (1895) 18 Cox C.C.54) では、自白を許容していた。両事件で判断が分かれた理由は、ミラーの取調は身柄拘束前に行われており、ヒステッドの取調は身柄拘束中に行われていた点にあった。

(17) *Knight and Thayer* (1905) 20 Cox C.C.711.

(18) *Ibid.*, at p.713.

(19) *Ibid.*

(20) *P.Mirfield, Confessions* (1985), p.136.

(21) 裁判官準則制定の直接の契機は、一九〇六年に、バーミンガム市の警察長が王座部裁判所の首席裁判官に送った書簡に求められる。この書簡において、警察長は、被疑者への権利告知の状況についての評価が裁判官によって異なっており、警察官が行うべき手続が確定できないとの苦情を述べ、権利告知が行われるべき状況を明確にして欲しい旨の申し入れを行った。その後もこのような要請が度々なされたことを受け、裁判官たちは四項目の準則を制定した。これが最初の裁判官準則である。P・デヴリン著・兒島武雄訳『警察・検察と人権——イギリスの刑事訴追——』（一九六〇年）五一頁以下

参照。

- (22) 最終版は一九六四年準則である。裁判官準則の変遷については、see, *Judges' Rules and Administrative Directions to the Police*, HOME OFFICE CIRCULAR No.89/1978 London H.M.S.O., p.5.
- (23) *Vosin* [1918] 13 Cr.App.R.R.89.
- (24) *Ibid.*, at p.96.
- (25) ミルフィールドは、一九八四年法施行前に取調実務の規制を目的としていた、自白法則以外のルールの存在を指摘している。ただし、逮捕時に被疑者に与えられるべき情報に関するロモン・ロー上の規制 (*Christie v. Leachinsky* [1947] A.C.573. 一九八四年法二八条に相当)、『無令状で身柄を拘束された者を「可及的速やかに」治安判事裁判所へ引致する」ことを命じる制定法の規定 (Magistrates' Courts Act 1980, s.43 (4)) および逮捕後身柄拘束されている者を外界から隔離することを禁ずる制定法の規定 (Criminal Law Act 1977, s62. 一九八四年法五六条に相当) などがある。See, *Mirfield, op.cit.*, pp.136-137.
- (26) See, *Mirfield, op.cit.*, p.137.
- (27) See, Wolchover and Heaton-Armstrong on *Confession Evidence* (1996), pp.113-114.
- (28) See, *Mirfield, op.cit.*, p.59.
- (29) *May* (1952) 36 Cr.App.R.91, at p.93.
- (30) *Haughton* (1978) 68 Cr.App.R.197.
- (31) *Hudson* (1980) 72 Cr.App.R.163, at p.170.
- (32) *Prager* [1972] 1 W.L.R.260, at p.266.
- (33) *Greaves v. D and P* (1980) 71 Cr.App.R.232.

- (34) *Conway v. Hotten* [1976] 2 All E.R.213.
- (35) *Mackintosh* (1982) 76 Cr.App.R.177.
- (36) *Callis v. Gunn* [1964] QB.495.
- (37) 実際、本節で紹介したハドソン事件、ブレイガー事件そしてマッキントッシュ事件では、いずれも圧迫を理由とする自白法則の発動と、裁判官準則違反を理由とする排除裁量権の行使が、重疊的に求められていた。
- (38) *Mirfield, op.cit.*, p.136.
- (39) See, *ibid.*, pp.139-140.
- (40) *Reid* [1982] Crim.L.R.514.
- (41) *Hudson* (1980) 72 Cr.App.R.163.
- (42) *Gowan* [1982] Crim.L.R.821.
- (43) *Mackintosh* (1982) 76 Cr.App.R.177.
- (44) *Grieves, Gollop and Hurry* [1981] Crim.L.R.558.
- (45) 本件で火曜日の取調が許容されない理由が、月曜日の時点で被疑者らが釈放されるべきだったからなのか、それとも許術的な取調であったからなのか、あるいはそれら両方なのかは、記録上は必ずしも明らかではない。
- (46) *Reid* [1982] Crim.L.R.514.
- (47) *Hudson* (1980) 72 Cr.App.R.163.
- (48) *Trickett* [1981] Crim.L.R.331.
- (49) *Marsh* [1985] Crim.L.R.47.

(50) 裁判官準則前文原則 (c) の規定は次のとおり。「何人も、捜査のいかなる段階においても、ソリシターに連絡し秘密裏に相談できなければならない。このことは、それによって取調の進行または裁判の運営に不当な遅延もしくは妨害が生じない限り、身柄を拘束されている者についても同様である」。したがって、接見が捜査や裁判を不当に遅延または妨害する場合には、接見を拒否できることになる。

- (51) *Lemsatef* [1977] 1 W.L.R.812.
- (52) *Mirfield, op.cit.*, p.164.
- (53) *Glyde* [1979] Crim.L.R.385.
- (54) 被告人に不利なその他の証拠は存在しないので、陪審に対しては無罪の説示がなされた。
- (55) *Platt* [1981] Crim.L.R.622.
- (56) *Mirfield, op.cit.*, p.131.
- (57) *Stewart* (1972) 56 Cr.App.R.272.
- (58) *Mirfield, op.cit.*, p.161.
- (59) *Davis* [1979] Crim.L.R.167.
- (60) *Powell* [1980] Crim.L.R.39.
- (61) *Kuruma* [1955] A.C.197.
- (62) いわゆる「違法収集証拠排除法則」の採用が見送られた主な理由は、第一に、必ずしも違法捜査抑止効があるとはいえないこと、第二に、適用機会が限られている上に、適用されたとしても違法捜査がなされてから数ヶ月というタイムラグが生じること、そして第三に、警察の違法行為をチェックするためならば損害賠償請求あるいは懲戒処分で足りること、な

とでもした。See, M.Zander, *The Police and Criminal Evidence Act 1984* (2005) 5th ed., p.362. また、一九八四年法七八条の制定に至る過程の詳細については、井上・前掲、五〇二頁以下を参照。

(63) See, Mirfield, *op.cit.*, p.132.

(64) 一九八四年法八二条三項は次のとおり規定する。「本編の規定は、裁判所が裁量によって証拠を排除する権限（質問を許さないという方法によると他の方法によるとを問わない）に影響を及ぼさない」。

(65) See, Mirfield, *op.cit.*, p.133; Zander, *op.cit.*, 3rd ed., p.235.

(66) See, Zander, *op.cit.*, 5th ed., p.364.

(67) See, M.Gelowitz, "Section 78 of the Police and Criminal Evidence Act 1984: middle ground or no man's land?" 106 *Law Qtrly.Rev.*327 (1990).

(68) Mason (1987) 86 Cr.App.R.349.

(69) Keenan (1989) 90 Cr.App.R.1.

(70) *Ibid.*, at p.7.

(71) See, Zander, *op.cit.*, 3rd ed., p.236.

(72) 実務規範とは、一九八四年法に付随して、同法の適用に際して実務上の指針となり、ある程度柔軟に改正可能なガイド・ラインとして制定された。現在、実務規範はAからFまでの六種類ある。すなわち、「A…停止および捜検」、「B…捜索および押収」、「C…被疑者の身柄拘束、処遇および取調」、「D…人の識別」、「E…被疑者取調のテープ録音」そして「F…被疑者取調の録音・録画」である。実務規範はその性格上あくまでも警察官ら犯罪捜査実務を担う者に対するガイド・ラインに過ぎず、その遵守が法的に義務づけられているわけではないけれども、警察官による実務規範の違反の事実は懲戒

事由となりうるし、実務規範に違反して獲得された証拠は一九八四年法に則って排除される場合もある。一九八四年法発効当初の実務規範（AからDまで）の邦訳としては、渥美東洋「イギリスの警察および刑事証拠法の『実務規範』（一）、（二）、（三）および（四・完）」判タ五九五号一八頁以下、五九六号二二頁以下、五九七号二六頁以下および五九九号二四頁以下がある。また、実務規範E（一九九五年改訂版）の邦訳としては、稲田隆司「イギリスの『一九八四年警察及び刑事証拠法』の改正『実務規範』（一）」熊本法学一〇二号（二〇〇三年）一三七頁以下がある。

- (73) *Absalom* (1988) 88 Cr.App.R.332.
- (74) *Walsh* (1989) 91 Cr.App.R.161.
- (75) *Samuel* (1987) 87 Cr.App.R.232, at p242.
- (76) *Canale* (1989) 91 Cr.App.R.1.
- (77) *Brine* [1992] Crim.L.R.122.
- (78) *Alladice* [1988] Crim.L.R.608.
- (79) *Ibid.*
- (80) ただし、裁判所は警察の「悪意」を認定しなかったが、この点については、Wolchover and Heaton-Armstrong, *op.cit.*, pp.560-561.
- (81) *Samuel* (1987) 87 Cr.App.R.232.
- (82) これは、一九八四年法五八条八項に規定された抗弁であるが、裁判所は認めなかった。サミュエル事件以降、訴追側はこの抗弁の正当化を試みなくなっている。See, Wolchover and Heaton-Armstrong, *op.cit.*, p.564.
- (83) *Parris* (1989) 89 Cr.App.R.68.

- (48) *Gokan and Hassan* [1990] Crim.L.R.185.
- (85) *Alladice* [1988] Crim.L.R.608.
- (86) *Ibid.*
- (87) ただし、これは、被告人が、本来は行う必要のない証拠決定手続での証言をあえて望んで行ったことによって生じた、皮肉で希有な事例たゞである。See, *Wolchover and Heaton-Armstrong, op.cit.*, p.557.
- (88) *Weekes* [1993] Crim.L.R.211.
- (89) *Glaves* [1993] Crim.L.R.685.
- (90) *Law-Thompson* [1997] Crim.L.R.674.
- (91) 「わな」の抗弁をめぐる議論については、たとえば、稲田・前掲「イギリスにおける裁量による不正証拠の排除」、二〇九頁以下などを参照。
- (92) See, *Wolchover and Heaton-Armstrong, op.cit.*, pp.569-570. また、一九八九年のハーウッド事件 (*Harwood* [1989] Crim.L.R.285) におおづ上訴裁判所は、七八条が新しい一般的な抗弁を作出するために用いられるのは適切ではなからうと述べた。
- (93) *Mason* (1987) 86 Cr.App.R.349.
- (94) *H* [1987] Crim.L.R.47.
- (95) *Gary Blake* [1991] Crim.L.R.119.
- (96) 一九八四年法三五条は、被疑者の身柄を拘束し取調を行いうる警察署を指定している。
- (97) *Bryce* [1992] Crim.L.R.728.

- (88) *Jelen and Katz* (1990) 90 Cr.App.R.456.
- (89) *Christou* [1992] Crim.L.R.729
- (90) そもそも秘密捜査活動中に実務規範に基づく権利告知を求めること自体が不合理であろう。この点については、たとえば、稲田・前掲「イギリスにおける裁量による不公正証拠の排除」、二二四頁を参照。ただし、「警察官らが実務規範を潜脱する効果を伴う質問を行う目的で身分を偽った場合には、当該質問によって得られた証拠を排除するか否かは裁判官の判断に委ねられるべき」という指摘がある。See, Wolchover and Heaton-Armstrong, *op.cit.*, p.573.
- (91) *Mirfield*, *op.cit.*, p.164.
- (92) *Law-Thompson* [1997] Crim.L.R.674.
- (93) *Alladice* [1988] Crim.L.R.608.
- (94) See, Wolchover and Heaton-Armstrong, *op.cit.*, p.557.
- (95) See, Zander, *op.cit.*, 5th ed., p.378.
- (96) *Samuel* (1987) 87 Cr.App.R.232.
- (97) *Parris* (1989) 89 Cr.App.R.68.
- (98) *Jelen and Katz* (1990) 90 Cr.App.R.456.
- (99) *Keenan* (1989) 20 Cr.App.R.1, at p.6.
- (100) See, Wolchover and Heaton-Armstrong, *op.cit.*, p.558.
- (101) *Keenan* (1989) 90 Cr.App.R.1, at p.6.